

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について
(12月11日22時30分現在)

1 農場の概要

所在地：青森県三戸郡三戸町
飼養状況：総羽数 約7,000羽
用途：種鶏
畜舎数：3棟

2 経緯

本日14時に、当該農場から八戸家畜保健衛生所（以下、「家保」）に死亡鶏が増加したとの連絡があり、八戸家保が鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、16時40分に10羽で陽性を確認しました。

3 今後の対応

(1) 緊急の措置として病性鑑定が終了するまでの間、次の対応を実施

- ア 当該農場の飼養鶏の隔離
- イ 当該農場周辺の家きん飼養農場の状況や異常の有無等の早急な把握
- ウ 周辺農場に対する移動自粛の要請

(2) 青森家畜保健衛生所での病性鑑定の結果及び死亡羽数の状況等から、国が高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定した場合には、飼養家きんの殺処分、発生場所の消毒、周辺農場における法的な移動制限等、必要な措置をとることとしています。

<参考>移動制限、搬出制限区域内の農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数
移動制限（3km以内）	1	16,000
搬出制限（10km以内）上記除く	24	1,235,500

【報道機関へのお願い】

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に謹んでください。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

報道機関用提出資料	
担当課 担当者	畜産課 衛生・安全グループ GM 田中 慎一
電話番号	直通 017-734-9498 内線 4818
報道監	農林水産部 次長 石澤 雅史（内線 4966）